

奈井江町と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

奈井江町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（札幌支店扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携、協働により、町民の健康増進及び、町民サービスの向上に寄与するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の知識や情報及びネットワークを有効に活かし、健康づくりや災害対策などの分野で連携・協働することにより、町民の健康増進及び町民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働する。

- （1）奈井江町健康づくり計画に関する事
- （2）スポーツ振興と青少年の育成に関する事
- （3）災害対策に関する事
- （4）その他町民サービスの向上に関する事

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取り組みにより知りえた相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならない。本条の義務は、本協定が終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲または乙から本協定終了の申し出がない場合は、本協定の有効期間は、期間満了の翌日から1年間さらに延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し等）

第6条 甲乙いずれかが、本協定の内容の変更又は、解除を申し出たときは、その都度協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は、本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、
 甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通
 を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲：奈井江町
 町長

三本英司

乙：大塚製薬株式会社
 札幌支店長

今井 慎也